

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
京都土木株式会社	2130001026236	京都府京都市伏見区羽束師志水町181番地1	R6.4.19 ~ R6.8.18 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことが分かった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していた。これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。
株式会社サトイ設計工務	3030001114099	埼玉県志木市館2丁目1番6-304号	R6.3.22 ~ R6.4.21 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社サトイ設計工務は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。 このことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。 また、同工事において、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和6年1月16日、埼玉県知事から監督処分(指示)を受けた。
北造園株式会社	1220001002311	石川県金沢市二日市町又155番地	R6.3.22 ~ R6.6.21 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	北造園株式会社は、令和4年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を増した虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年12月28日付で石川県知事から監督処分(営業停止30日間)を受けた。
株式会社坂東	2120001087543	大阪府大阪市中央区玉造2丁目13番25号	R6.3.11 ~ R6.5.10 (2ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第3号口(贈賄)	株式会社坂東の取締役は、独立行政法人国立病院機構が運営する大阪刀根山医療センター(大阪府豊中市)が発注した事務用品などの随意契約で、令和3年10月ごろ同病院の元職員へ同社が有利になるよう便宜を図った見返りに現金70万円を渡したとして、令和6年1月29日、贈賄の疑いで大阪府警に逮捕された。
有限会社外谷建設	7100002006012	長野県上水内郡信濃町大字柏原2896番地	R6.3.1 ~ R6.5.31 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	有限会社外谷建設は、経営事項審査において、除雪業務の売上高を土木一式工事の完成工事高に含める虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年1月4日付で長野県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。
竹内建設株式会社	3040001044031	千葉県印西市原1丁目1番地5	R6.3.1 ~ R6.5.31 (3ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第3号イ(贈賄)	竹内建設株式会社の代表取締役は、令和5年4~10月ごろ、千葉県北千葉道路建設事務所の発注工事の入札めぐり、同事務所長が工事の入札情報を漏らした謝礼として、複数回にわたり現金計約20万円や計40万円相当の接待をした疑いがあるとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。
蜂谷工業株式会社	7260001005412	岡山県岡山市北区鹿田町1丁目3番16号	R6.1.31 ~ R6.8.30 (7ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	蜂谷工業株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年11月28日に中国地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また同日、建設業法第26条の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、中国地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。 さらに同日、建設業法第15条第2号の規定に違反して資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、中国地方整備局長から監督処分(指示)を受けた。